

三次市空き家情報バンク制度実施要綱

平成 25 年 7 月 19 日

告示第 131 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、三次市内に存する空き家の有効活用を通して、市民と市外居住者等の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、三次市空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として市内に建築し、現に居住していない建物（近日中に居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地（賃貸及び分譲を目的として建築したものを除く。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家登録者 第 4 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた者をいう。
- (4) 空き家利用希望登録者 第 7 条第 3 項の規定により三次市空き家情報バンク利用希望台帳に登録された者をいう。
- (5) 空き家情報バンク制度 三次市内に存する空き家に関する登録及び空き家利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して情報の提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申請等)

第 4 条 空き家情報バンク制度に空き家に関する情報を登録しようとする

る所有者等は，三次市空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて，市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項に規定する場合においては，その内容等を確認の上，適当であると認めるときは三次市空き家情報バンク登録物件台帳に登録するものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，三次市空き家情報バンク登録物件台帳に登録しないものとする。

(1) 当該空き家の荒廃が明らかで，居住が困難であるとき。

(2) その他市長が当該空き家登録を適当でないとしたとき。

3 市長は，前項の規定による登録をしたときは，三次市空き家情報バンク物件登録完了通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は，第2項の規定による登録をしていない空き家で，三次市空き家情報バンク制度によることが適当であると認めるときは，当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家登録事項の変更の届出）

第5条 空き家登録者は，次の各号のいずれかに変更があったときは，速やかに三次市空き家情報バンク物件登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 空き家登録者に関する事項

(2) 賃貸及び売却の希望条件に関する事項

(3) 貸主及び買主に対する要望に関する事項

2 市長は，前項の規定による変更の届出があったときは，その内容等を確認の上，三次市空き家情報バンク登録物件台帳に記載するものとする。

（空き家登録の抹消）

第6条 市長は，空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該空き家登録を抹消するとともに，三次市空き家情報バンク物件登録抹消通知書（様式第4号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 当該空き家に関する所有権その他の権利に変更があったとき。

- (2) 登録の申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 三次市空き家情報バンク物件登録抹消届出書（様式第5号）が提出されたとき。
- (4) 第4条第3項の通知をした年度から起算して3箇年度を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたとき。

（空き家利用希望の登録申請等）

第7条 空き家情報バンク制度による情報の提供を受けようとする者は、次の各号に掲げる全てに該当していなければならない。

- (1) 市外に居住している者又は転入して1年を経過していない者
- (2) 当該空き家所在地の地域活動等に積極的に取り組むことが認められる者
- (3) 空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約等締結後に当該空き家に居住することができる者

2 前項の規定に該当する者は、三次市空き家情報バンク利用希望登録申請書兼誓約書（様式第6号）を市長に提出することができる。

3 市長は、前項に規定する場合においては、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは三次市空き家情報バンク利用希望台帳に登録するものとする。

（空き家利用希望登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による空き家利用希望登録者は、三次市空き家情報バンク利用希望台帳の登録事項に変更があったときは、速やかに三次市空き家情報バンク利用希望登録変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容等を確認の上、三次市空き家情報バンク利用希望台帳に記載するものとする。

（空き家利用希望登録の抹消）

第9条 市長は、空き家利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家利用希望登録を抹消するとともに、三次市空き

家情報バンク利用希望登録抹消通知書（様式第8号）により当該空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用目的等が，当該制度の趣旨に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家の利用が，公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 三次市空き家情報バンク利用希望登録抹消届出書（様式第9号）が提出されたとき。
- (5) 第7条第3項の登録をした年度から起算して3箇年度を経過したとき。ただし，登録をした後に本市へ転入をした場合は，転入をした日の属する年度から起算して3箇年度を経過したときとする。
- (6) その他市長が適当でないとしたとき。

（情報の提供等）

第10条 市長は，必要に応じ，適切な範囲内で，三次市空き家情報バンク登録物件台帳に登録された情報を提供するものとする。

2 市長は，必要に応じ，空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して，三次市空き家情報バンク登録物件台帳及び三次市空き家情報バンク利用希望台帳に登録された情報を提供するものとする。

（空き家登録者と空き家利用希望登録者との交渉等）

第11条 市長は，空き家登録者及び空き家利用希望登録者による空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については，直接これに関与しない。

2 交渉及び契約等に関する一切のトラブル等については，当事者間で解決するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 7 月 19 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 143 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。